

11月は「秋の子どもまんなか月間」オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間中です

みどり子ども新聞

このページは子ども向けの特集です。大人の人と一緒に読んでね!



こどもの権利を知ろう!



「こどもの権利」って少し難しい言葉に聞こえるかもしれないね。それは子どもたちみんなが幸せに健やかに成長していくために必要なものなんだ。こどもの権利をきちんと知るとは、子ども虐待を防ぐことにつながるんだよ。

こどもの権利って…?



すべての子ども(人)は生まれながらにして一人の人間として権利(人権)を持っているよ。特に、成長している途中の子どもには子どもならではの権利があるんだ。子どもにどんな権利があるのかは「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」*に書かれているよ。



*子どもの権利条約:1989年に国連総会で採択。日本を含む196の国が守ることを約束しています。

詳しくはこちら▶



こどもの権利 OXクイズ

問題 「こどもの権利」はもらうための「条件」がある。OかXか?

こたえ X

「こどもの権利」はみんなが無条件に持っている大切なものです。ごほうびとしてもらえるものではなく、罰として取り上げられたりもしません。

かるたで学ぼう! こどもの権利

8月に緑区役所が夏休み子ども向けイベントを実施しました。こどもの権利をテーマにしたかるたで遊びながら学び、オリジナルかるたを作るイベントに小・中学生14人が参加しました。



参加者の声

自分でかるたを作れて楽しかった。(小学6年生)

どんな人にも人権があるんだなと思いました。(小学5年生)

「子どもの権利条約」にはたとえばこんなことが書かれているよ

どんな子どもも自分らしく生きられる(第2条 差別の禁止)



その子どもにとって最も良いことが何かを第一に考える(第3条 子どもの最善の利益)



自分の気持ちを自由に言ったり大人に聞いてもらえる(第12条 意見を表す権利)



ゆっくり休み、楽しく遊べる(第31条 休み、遊ぶ権利)



つらいことや傷つくことから守られる(第19条 あらゆる暴力からの保護)



こんなことも「こどもの権利」なんだね



*これらは前文と54条からなる子どもの権利条約の一部です

よこはま市子ども虐待から守る条例や「横浜市子ども子育て基本条例」でもこどもの権利を守っているよ。



ところで こどもの権利が守られないとどうなっちゃうんだろう?

たたかれる 蹴られる 家の中に入れてもらえない



学校に行かせてもらえない お腹が空いても食べ物してもらえない



嫌なのに体を触られる 服を脱いで写真を撮られる



ひどいことを言われたり無視される



こどもたちへ



嫌なこと、困ったことがあったら、きみの気持ちを自由に話してね。みんなには「こどもの権利」があるからね。話す相手は友達でも、先生でも、話しやすい人誰でもいいよ。我慢しないで話してほしい。相談するのは勇気があるよね。

相談するきみはすごいよ。

きみが困っていたら、こういう友達を見かけたら…

こどもが相談に行ける 窓口や連絡先はいろいろあるよ

● 緑区役所 子ども家庭支援課 (平日8時45分~17時) ☎ 045-930-2552

● よこはま子ども虐待ホットライン (24時間年中無休) ☎ 0120-805-240

● かながわ子ども家庭110番相談LINE (月~土曜日9時~21時・年末年始除く)

● 区役所にも窓口があるよ

● 電話相談もできるよ

● LINEでも相談できるよ

